9　法第四十二条の十二第四項第八号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

10　法第四十二条の十二第四項第九号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第二十七条の十二の二第一項中「からニまで」を「及びハ」に改める。

第二十七条の十二の三第七項中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の六第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条の六第八項第一号中「第四十二条の六第五項」とあるのは、「第四十二条の十二の三第五項」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二の四第五項中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の六第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条の六第八項第一号中「第四十二条の六第五項」とあるのは、「第四十二条の十二の四第五項」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二の五の見出しを「給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に係る同条第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額を当該適用年度終了の日における法第四十二条の十二第四項第三号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イ⑴に規定する地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一　当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（同項第二号イ⑴に規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と同項第二号イ⑵に規定する合計した数とを合計した数

二　当該法人が当該適用年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第一項第二号ロ⑵に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から同項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ　特定新規雇用者基礎数のうち法第四十二条の十二第一項第二号ロ⑴に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　新規雇用者総数（法第四十二条の十二第一項第二号イ⑵に規定する新規雇用者総数をいう。ハにおいて同じ。）の百分の四十に相当する数（当該百分の四十に相当する数が同号イ⑵に規定する非特定新規雇用者数を超える場合には、当該非特定新規雇用者数）のうち同号ロ⑵に規定する移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数

ハ　地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数のうち法第四十二条の十二第一項第二号ロ⑵に規定する移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数

2　前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小企業者等」と、同項各号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二の五第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の十二の五第二項第一号に規定する政令」を「第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第二項第一号」を「第四十二条の十二の五第三項第二号」に、「次号及び第三号」を「以下この項及び第十八項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第四十二条の十二の五第二項第一号」を「第四十二条の十二の五第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の十二の五第三項第五号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第三項第五号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第三項第五号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項を次のように改める。

6　法第四十二条の十二の五第三項第五号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第三項第五号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額（その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第三項第五号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一年事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第四十二条の十二の五第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号イの連結事業年度の月数が同号イの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額（その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ロの前事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一年事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ハの連結事業年度の月数が同号ハの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ハの連結事業年度の月数が同号ハの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ニに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ニの前事業年度の月数が同号ニの適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額（その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ニの前事業年度の月数が同号ニの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「前一年事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一年事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ホに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ホの連結事業年度の月数が同号ホの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ホの連結事業年度の月数が同号ホの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ヘに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヘの連結事業年度の月数が同号ヘの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヘの連結事業年度の月数が同号ヘの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号トに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号トの連結事業年度の月数が同号トの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号トの連結事業年度の月数が同号トの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号チに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号チの連結事業年度の月数が同号チの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号チの連結事業年度の月数が同号チの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号リに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号リの連結事業年度の月数が同号リの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号リの連結事業年度の月数が同号リの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ヌに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヌの連結事業年度の月数が同号ヌの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヌの連結事業年度の月数が同号ヌの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ルに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ルの連結事業年度の月数が同号ルの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ルの連結事業年度の月数が同号ルの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ヲに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヲの連結事業年度の月数が同号ヲの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヲの連結事業年度の月数が同号ヲの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ワに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ワの連結事業年度の月数が同号ワの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ワの連結事業年度の月数が同号ワの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号カに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号カの連結事業年度の月数が同号カの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号カの連結事業年度の月数が同号カの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ヨに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヨの連結事業年度の月数が同号ヨの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ヨの連結事業年度の月数が同号ヨの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号タに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号タの連結事業年度の月数が同号タの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号タの連結事業年度の月数が同号タの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号レに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号レの連結事業年度の月数が同号レの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号レの連結事業年度の月数が同号レの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第六項第一号ソに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第六項第一号ソの連結事業年度の月数が同号ソの適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第三号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第四号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第六項第一号ソの連結事業年度の月数が同号ソの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の所得の金額の計算